

# 北広島市環境基本計画

平成13年3月

北広島市

## “環境の大切さを理解し、行動できるひとづくり、 環境からの恵み豊かなまちづくり”をすすめます



私たちは、今日、都市・生活型公害、身近な自然環境の減少などの環境問題をはじめ、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、地球規模での問題に直面しています。そして、これらの問題は、身近なものから地球規模に及ぶものまで、私たちの日常生活や事業活動に密接に関わって生じています。

こうした環境問題を北広島市における問題として適切に把握し、一人ひとりの全ての行動を環境への負荷の少ないものへと変えていくことにより、良い環境を守り育てるとともに、次代を担う子どもたちに引き継いでいくことが私たちの責務として求められています。

このことから、市では、平成12年3月に制定した北広島市環境基本条例に基づき、環境施策の基本的な方向を示す北広島市環境基本計画を策定いたしました。

北広島市環境基本計画では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくための道すじを示す長期的な目標を掲げるとともに、その達成のための10年間にすべき具体的な施策を明らかにしています。

市は、「豊かな自然に抱かれ、環境からの恵み豊かな環境都市」を目指し、この計画の着実な推進と皆様の規範となる率先行動に努めて参ります。

市民・事業者の皆様におかれましてもこの計画の主旨をご理解いただき、それぞれの立場で環境の保全及び創造に向け、自主的、積極的な取組を進められるとともに、市を含めた全ての皆様の連携による取組へのご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、熱心にご審議いただきました環境審議会の委員の方々に心からお礼申し上げます。

平成13年3月

北広島市長 本禄 哲英

# 目 次 (1)

	ページ
第1章 計画の基本的事項	
1. 策定の主旨	1
2. 計画の目的、役割、位置づけ	4
(1) 目的	4
(2) 役割	4
(3) 位置づけ	5
3. 計画の枠組み	6
(1) 計画の推進	6
(2) 計画の目標と達成時期	6
(3) 計画の進行管理	6
(4) 計画の対象	8
第2章 北広島市の環境の現状と課題	
1. 北広島市の概況	9
(1) 沿革	9
(2) 位置・地形	9
(3) 人口	11
(4) 産業	12
2. 生活環境の状況(健康・安全)	13
(1) 大気汚染	13
(2) 水質汚濁	17
(3) 悪臭	20
(4) 騒音・振動	22
(5) 有害物質	24
3. 自然環境の状況	25
(1) 自然環境	25
(2) 自然とのふれあい	25
4. 快適環境の状況	27
(1) みどり	27
(2) 公園・緑地など	28
(3) 景観	30
(4) 歴史・文化	31
5. 廃棄物、エネルギーの状況(循環)	32
(1) 廃棄物	32
(2) 水資源	33
(3) エネルギー	33
6. 地球環境の状況	35
(1) 地球温暖化	35
(2) オゾン層の破壊	35

## 目 次 (2)

	ページ
第3章 計画のめざす環境の姿	
1. めざす環境の姿	36
2. 目標	37
第4章 環境施策と行動指針	
第1節 環境に配慮した行動を实践できるひとづくり	38
1. とともに学び、ともに行動できるひとづくり	39
(1) 環境学習の推進	39
(2) 環境教育の推進	40
2. 地域協働体制の確立	42
(1) 協働体制づくりの推進	42
第2節 環境からの恵み豊かなまちづくり	44
1. 健康で安全に生活できるまち	45
(1) 大気汚染の防止	45
(2) 水質汚濁の防止	47
(3) 悪臭の防止	48
(4) 騒音・振動の防止	48
(5) 有害物質対策	49
(6) その他の生活環境対策	50
2. 人と生き物が共存する自然豊かなまち	52
(1) 生物多様性の確保	52
(2) 自然とのふれあいの促進	53
3. 心の豊かさが実感できるまち	55
(1) みどりの保全と緑化の推進	55
(2) ゆとりある空間の確保	56
(3) 自然と調和した都市景観の形成	57
(4) 歴史的文化遺産の保存及び活用	58
4. 環境への負荷の少ない循環型のまち	59
(1) 廃棄物対策	59
(2) 健全な水資源の循環	61
(3) エネルギーの適切かつ有効な利用	61
5. 地球環境の保全に貢献するまち	63
(1) 地球温暖化の防止	63
(2) オゾン層の保護	64
(3) 国際交流の推進	64

# 目 次 (3)

	ページ
第5章 計画を進めるために	
1. 支援体制づくり	65
(1) 市民に対する支援	65
(2) 事業者に対する支援	65
2. 組織体制づくり	66
(1) 市の推進組織	66
(2) 環境審議会	66
(3) 北広島市環境保全協議会(仮称)	66
(4) 関係機関・他の地方公共団体との連携	67
3. 推進制度の整備	68
(1) 財政上の措置	68
(2) 条例の制定、制度の拡充	68
(3) 環境影響評価の推進	68
(4) 環境情報の収集	68
(5) 環境の状況等の公開	68
第6章 地区別の重点的取組	
1. 東地区	70
2. 西地区	71
3. 西の里地区	72
資料編	73

市の花「つつじ」



市の木「かえで」





## 北広島市環境基本計画

2001年（平成13年）3月発行

---

編集・発行：

北広島市市民環境部環境課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL (011) 372-3311 (代)

**R100**

本紙配合率100%再生紙を使用しています